

災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と $\left[\begin{array}{l} \text{一般社団法人和歌山県建築士会} \\ \text{一般社団法人和歌山県建築士事務所協会} \\ \text{公益社団法人日本建築家協会} \end{array} \right]$ （以下「乙」という。）とは、大

規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ市町村から甲に対して住家被害認定調査に係る派遣要請があった場合において、甲が乙に対して行う住家被害認定調査の要請に関する手続等について定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、住家被害認定調査を実施する上で乙の応援を必要とするときは、「住家被害認定調査要請書（別記第1号様式）」により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は甲からの要請に基づき、和歌山県住家被害認定士制度要綱による養成研修を過去に受講した乙の会員のうちから派遣する者を決定し、「住家被害認定調査要請承諾書（別記第2号様式）」により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の条件を満たす者だけでは対応が困難な場合は、乙は甲に前項の条件を満たさない者の情報を報告した上で、派遣する者に加えられるものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（支援協力の実施）

第3条 派遣された乙の会員は、内閣府で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害の認定調査を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、前条の支援協力に対する費用を負担しない。

2 乙が認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いは、乙と市町村とで別途締結する派遣協定（別記第3号様式）により定めるものとする。

3 前項で定めた別記第3号様式は、乙と市町村とで協議の上変更することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては事務局長とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年12月26日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙

和歌山市卜半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士会

会 長 池 内 茂 雄

和歌山市卜半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会

会 長 小 川 浩

東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号

公益社団法人 日本建築家協会

代表理事 芦 原 太 郎

災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、かつ市町村から甲に対して住家被害認定調査に係る派遣要請があった場合において、甲が乙に対して行う住家被害認定調査の要請に関する手続等について定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、住家被害認定調査を実施する上で乙の応援を必要とするときは、「住家被害認定調査要請書（別記第1号様式）」により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は甲からの要請に基づき、和歌山県住家被害認定士制度要綱による養成研修を過去に受講した乙の会員のうちから派遣する者を決定し、「住家被害認定調査要請承諾書（別記第2号様式）」により報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の条件を満たす者だけでは対応が困難な場合は、乙は甲に前項の条件を満たさない者の情報を報告した上で、派遣する者に加えられるものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（支援協力の実施）

第3条 派遣された乙の会員は、内閣府で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、住家被害の認定調査を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、前条の支援協力に対する費用を負担しない。

2 乙が認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いは、乙と市町村とで別途締結する派遣協定（別記第3号様式）により定めるものとする。

3 前項で定めた別記第3号様式は、乙と市町村とで協議の上変更することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては会長とする。

（秘密の保持）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年12月22日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会長 名手孝和

46-17-00 災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科口腔保健に係る医療救護活動（以下「歯科保健活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、和歌山県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 乙は、一般社団法人和歌山県歯科技工士会、一般社団法人和歌山県歯科衛生士会に対し、前項に定める医療救護が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、必要に応じて、乙に歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士等で編成する歯科保健活動に係る医療救護班（以下「歯科保健班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、歯科保健班の派遣が可能と判断したときは、歯科保健班を編成し、派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科保健班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した歯科保健班の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（業務）

第3条 乙が派遣する歯科保健班は、甲が指定する救護所又は避難所等において歯科保健活動を行う。

2 歯科保健班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 顎顔面口腔領域を主とした傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- (2) 顎顔面口腔領域を主とした傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) その他歯科保健活動に関する必要な措置

（指揮命令系統等）

第4条 歯科保健班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて歯科保健班を派遣する場合には、被災都道府県の歯科保健班受け入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、歯科保健班の業務を行う者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（歯科保健班の輸送）

第5条 歯科保健班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定す

る場所へ直行するものとする。

2 甲は、歯科保健活動が円滑に実施できるよう、歯科保健班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科保健班が使用する医薬品等は、当該歯科保健班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。

ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第7条 第3条に規定する活動場所における医療費は、無料とする。

2 歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科保健活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) 歯科保健班が携行した口腔歯科医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科保健班が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第118条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第10条 歯科保健班派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(損害賠償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科保健班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところによりその損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した歯科保健班の活動における事故等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 歯科保健班が歯科保健活動の実施に当たり、診療した患者との間に医事紛争が

生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な措置を取るものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第14条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月21日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 一般社団法人和歌山県歯科医師会
会 長 中 西 孝 紀

災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

47-01-00 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

県福祉保健総務課

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額		
災害弔慰金	下記の自然災害 (1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害	支給・貸付対象者		
		災害弔慰金	当該災害により死亡(災害後3か月間生死不明の場合を含む)した者の遺族	
		災害障害見舞金	当該災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者	
		支給・貸付限度額		
		区分	生計維持者	その他
		災害弔慰金	500万円	250万円
		災害障害見舞金	250万円	125万円
災害援護資金	都道府県内で災害救助法の適用された市町村が1以上ある災害	市町村の住民のうち、当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		
		災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額	
			世帯主の1か月以上の負傷がある場合	世帯主の1か月以上の負傷がない場合
		家財等の損害がない場合	150万円	
		家財等1/3以上の損害がある場合	250万円	150万円
		住居が半壊した場合	270万円	170万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円
		住居が全壊した場合	350万円	250万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円
		住居の全体が滅失若しくは流失した場合		350万円
注(1) 所得制限有り				
(2) 利率		延滞の場合を除き、年3%以内で条例で定める率 (据置期間中は無利子)		
(3) 据置期間		3年(特別の場合は5年)		
(4) 償還期間		10年(据置期間を含む)		
(5) 償還方法		年賦、半年賦又は月賦		

資金の種類		資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用(貸付期間は原則3月、最長12月)	(単身世帯) 15万円/月 (二人以上) 20万円/月	6月以内	据置期間終了後 10年以内	連帯保証人あり ...無利子 連帯保証人なし ...年1.5%
	住宅入居費	敷金や礼金など、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円			
	一時生活再建費	生活再建のため一時的に必要で、日常生活費では賄うことが困難な費用	60万円			
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費用	10万円	2月以内	据置期間終了後 12月以内	無利子
	福祉費	資金の主な用途 ①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費 ③住宅の増改築等に必要な経費 ④負傷又は疾病の療養に必要な経費 ⑤災害を受け臨時に必要な経費 ⑥冠婚葬祭に必要な経費 ⑦住居の移転等に必要な経費 ⑧福祉用具等の購入に必要な経費 ⑨障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑩その他日常生活上一時的に必要な経費 (資金の用途に応じ、貸付限度額及び償還期限の目安を設定)	①460万円 ②580万円 ③250万円 ④230万円 ⑤150万円 ⑥50万円 ⑦50万円 ⑧170万円 ⑨250万円 ⑩50万円 ※いずれも目安	6月以内	据置期間終了後 ①20年以内 ②8年以内 ③7年以内 ④5年以内 ⑤7年以内 ⑥3年以内 ⑦3年以内 ⑧8年以内 ⑨8年以内 ⑩3年以内 ※いずれも目安	連帯保証人あり ...無利子 連帯保証人なし ...年1.5%
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯の方が高等学校、大学等に就学するために必要な経費	(高校) 3.5万円/月 (高専) 6.0万円/月 (短大) 6.0万円/月 (大学) 6.5万円/月	卒業後 6月以内	据置期間終了後 20年以内	無利子
	就学支度費	低所得世帯の方が高等学校、大学等に入学する際に必要な経費	50万円			
不動産担保型生活資金	一般世帯向け	低所得の高齢者世帯において必要な生活費用(一定の居住用不動産を担保として貸付)	土地の評価額の7割程度 かつ 30万円/月	契約終了後 3月以内	据置期間終了時	年利3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け	生活保護を受けている高齢者世帯において必要な生活費用(一定の居住用不動産を担保として貸付)	土地及び建物の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)程度 かつ 生活扶助額の1.5倍以内			

和歌山県広域火葬実施要綱

(趣旨)

第1条 次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

- (1) 大規模災害の発生
- (2) 感染症のまん延
- (3) その他、広域火葬を必要とする事態の発生

(定義)

第2条 この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

(実施の体制)

第3条 広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

(被害状況の把握及び報告)

第4条 大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を取りまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

(広域火葬の応援・協力の要請)

第5条 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

2 県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、応援可能な市町村若しくは火葬場（以下「応援市町村等」という。）、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

3 県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

(火葬場の選定)

第6条 県は、被災市町村又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下、「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

2 応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、

応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

(遺体の取扱い)

第7条 被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

- (1) 遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保
- (2) 遺体の保存のために必要な物資の調達
- (3) 作業要員の確保
- (4) その他必要事項

2 前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。

3 県は、前項の規定により支援要請があったときは、これに応じるものとする。

(遺体の搬送)

第8条 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。

2 被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

(住民への情報提供)

第9条 応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

(災害以外の事由による遺体の火葬)

第10条 応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

(火葬に係る特例的取扱い)

第11条 被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(火葬状況の報告)

第12条 応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

2 前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

3 県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

(引取者のいない焼骨の保管)

第13条 引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模災害等により多くの遺体が発生した場合に、被災市町村が遺体処理を行うのに必要な葬祭用品の提供や遺体処理に係る役務の提供、遺体の搬送、遺体安置所の提供等の支援を食品・生活衛生課（以下、「県」という。）を通じて災害時応援協定締結団体（以下、「団体」という。）に要請するに当たり必要な事項を定める。

(要請先)

第2条 被災市町村は、大規模災害等により発生した遺体を処理するに当たり、葬祭用品の提供や遺体処理に係る役務の提供、遺体の搬送、遺体安置所の提供等の支援が必要であると判断した場合には、県立保健所を通じて県に支援を要請するものとする。ただし、和歌山市は直接、県に要請するものとする。

(要請方法)

第3条 被災市町村が支援を要請する場合には、「遺体の処理に係る支援要請」（第1号様式）により行うものとする。
2 追加で支援が必要となった場合には、その都度、前項の様式により追加の要請を行うものとする。

(支援決定通知)

第4条 県は、第2条の要請を受けた場合は、団体に支援要請を行うものとし、団体と調整のうえ、各被災市町村ごとの支援内容を決定し、「遺体の処理に係る支援決定通知」（第2号様式）により、要請のあった被災市町村を支援する団体名及び支援内容を通知するものとする。
2 前条第2項の要請があった場合も、前項の第2号様式により被災市町村を支援する団体名及び支援内容を通知するものとする。
3 前2項の通知は被災市町村を所管する保健所を通じて行うものとする。ただし、和歌山市には県から直接、通知するものとする。

(県の判断による要請)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、団体による支援が必要であると県が判断した場合には、県は団体に支援要請を行うものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関しその他必要な事項は、県が適宜被災市町村と協議し、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月8日から施行する。

第1号様式

災害緊急

平成 年 月 日

和歌山県災害対策本部長 様
 (環境生活部県民局食品・生活衛生課扱い)

() 市町村災害対策本部長

遺体の処理に係る支援要請 (第 報)

当市町村内において多数の死亡者が発生したため、その遺体の処理のため以下のとおり支援を要請します。

災害発生場所 <input type="checkbox"/> 市町村全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ()	
遺体数 【 月 日 時現在】	遺体数内訳
※災害以外の死亡を含む。 人	大人： 人
	小人： 人
	胎児： 人
	不明： 人
要請する支援内容	
棺等の葬祭用品の供給	
供給場所①(住所)： ()	
品名	① ② ③ ④ ⑤
数量	
供給日	
供給場所②(住所)： ()	
品名	① ② ③ ④ ⑤
数量	
供給日	
供給場所③(住所)： ()	
品名	① ② ③ ④ ⑤
数量	
供給日	
遺体の処理に関する 役務の提供 (遺体の搬送・遺体の処置等)	役務の内容①
	必要人数
	実施期間
	実施場所(住所)
	役務の内容②
	必要人数
実施期間	
実施場所(住所)	
遺体安置所の提供	必要収容人数
その他の支援 (具体的に記載すること)	

※和歌山市以外は保健所を經由して、和歌山市は直接、県食品・生活衛生課に提出すること。
 ※第2報以降は追加が必要な支援内容について記載すること。(追加分のみ記載)

第2号様式

災害緊急

平成 年 月 日

() 市町村災害対策本部長 様
 (和歌山県立 保健所長)

和歌山県災害対策本部長
 (環境生活部県民局食品・生活衛生課扱い)

遺体の処理に係る支援決定通知

年 月 日付け第 報で要請のありました支援について、以下のとおり支援を決定しましたので、通知します。

なお、追加の支援が必要な場合には第1号様式で和歌山県災害対策本部長あて要請を行うものとし、支援を実施する業者に直接要請することのないようお願いします。

支援実施協定先：

実施する支援内容	
棺等の葬祭用品の供給	
供給場所① (住所) : ()	
品名	① ② ③ ④ ⑤
数量	
供給日	
供給場所② (住所) : ()	
品名	① ② ③ ④ ⑤
数量	
供給日	
供給場所③ (住所) : ()	
品名	① ② ③ ④ ⑤
数量	
供給日	
遺体の処理に関する 役務の提供 (遺体の搬送・遺体の 処置等)	役務の内容①
	支援人数
	実施期間
	実施場所(住所)
	役務の内容②
支援人数	
実施期間	
実施場所(住所)	
遺体安置所の提供	遺体安置場所① (住所)
	収容可能人数
	遺体安置場所② (住所)
	収容可能人数
その他の支援	

大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と、全日本葬祭業協同組合連合会（以下「乙」という。）及びきのくに葬祭事業協同組合（以下「丙」という。）は、和歌山県域において、和歌山県広域火葬実施要綱第1条で定める大規模災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生により、多数の死者が集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給及び遺体の処理等（以下「遺体の処理等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「和歌山県地域防災計画」及び「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、遺体の処理等を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等の発生により次に掲げる遺体の処理等の応援を必要とするときは、丙に対し協力を要請するものとする。

- （1） 棺（付属品を含む。）及びドライアイス、防腐剤、骨つぼその他葬祭用品の供給
- （2） 遺体の処理（洗浄・消毒・防腐）に関する役務の提供
- （3） 遺体安置施設等の提供
- （4） 火葬場までの遺体の搬送
- （5） その他必要な事項

（実施）

第3条 丙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

ただし、大規模災害等により甚大な被害が生じ、丙のみでの対応が困難な場合は、丙は乙に対し、応援を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により丙から応援の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

（報告）

第4条 丙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の要請にかかる経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 丙は、業務が完了したときは、甲の要請にかかる会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

- 2 乙又は丙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、丙から経費の支払いの請求があったときは、丙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正価格を基準として、甲丙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙及び丙は、大規模災害等の発生時における円滑な協力体制がとれるよう、広域的な応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、協定締結の日から実施する。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲乙丙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

2 この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月22日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目一番地

和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区港南2丁目4番12号 港南YKビル4階

全日本葬祭業協同組合連合会

会長 松井昭憲

丙 和歌山県有田郡有田川町野田187番地

きのくに葬祭事業協同組合

代表理事 岩中昭英

大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する 協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては和歌山県環境生活部長とし、乙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長、丙にあってはきのくに葬祭事業協同組合代表理事とする。

(要請手続き)

第3条 協定第2条に規定する甲から丙への要請は、様式1の協力要請書に次に掲げる事項を記載のうえ、メール・FAXで送信するなどによって行い、事後速やかに押印した協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容（棺等の葬祭用品の必要数を含む）
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る事項に関して重要な変更が生じたときは、その都度丙に通知するものとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が丙と連絡が取れない場合は、甲は直接丙の会員に対し、協力を要請することが出来るものとする。

(応急救助)

第5条 協定第6条第2項に規定する「要請事項の範囲」は次に掲げる（1）から（6）までの業務をいう。

- (1) 棺（付属品を含む。）の提供
- (2) 遺体の処理（洗浄、消毒、ドライアイス・防腐剤による防腐処理）
- (3) 死装束の提供及び着衣

- (4) 納棺
- (5) 火葬場までの遺体の搬送
- (6) 骨壺・骨箱の提供

(協会員の名簿)

第6条 丙は、協定第2条の業務に協力するために、毎年3月末までに、会員の名簿を甲に提出するものとする。

(業務実績報告書)

第7条 協定第4条に規定する丙から甲への報告は、様式2の業務実績報告書に次に掲げる事項を記載のうえ、提出することによって行うものとする。ただし、甲から必要に応じて履行状況についての報告を求められた場合には様式2によりメール・FAX等により報告するものとする。

- (1) 棺等の葬祭用品の供給状況
- (2) 遺体の処理に関する役務の提供状況
- (3) 遺体安置所の提供状況
- (4) その他必要な事項

(経費の請求方法)

第8条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す資料を添付した請求書により行うものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙及び丙は、業務中に現認した大規模災害時等に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

様式 1 (実施細目第 3 条関係)

第 号
年 月 日

きのくに葬祭事業協同組合 様

和 歌 山 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

広域火葬時における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定第 2 条の規定により、
次のとおり要請します。

要請担当者	職 名 電話番号 () — FAX 番号 () —
メール・FAX 等による要請の日時	年 月 日 時 分 頃
要請の理由	
要請の内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	
備考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数も記載すること。

様式第 2 (実施細目第 5 条関係)

第 号
年 月 日

和 歌 山 県 知 事 様

きのくに葬祭事業協同組合代表理事

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった遺体の搬送等に関する実績について、広域火葬時における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定第 4 条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年 月 日付 第 号 (報)			
実施業務内容	履 行 状 況			
棺等の葬祭用品の供給	品 名			
	供 給 日			
	場 所			
	数 量			
遺体の処理に関する 役務の提供	履行場所			
	履行期間	～	～	～
	延べ 従業員数			
提供した遺体安置所	期 間	～	～	～
	施 設 名			
その他				
報告者氏名				

大規模災害時等における協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、和歌山県域の大規模災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「和歌山県地域防災計画」及び「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「大規模災害時等」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続きについて定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、大規模災害時等に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむ得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前条の要請に係る事項に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむ得ない事情により、甲と乙と連絡が取れない場合は、甲は直接第12条に定める乙の連絡責任者に対する連絡により乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(協力の方法)

第5条 乙は第2条の規定による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。ただし、甲から必要に応じて履行状況についての報告を求められた場合には、(第2号様式)によりメール・ファクシミリ等により報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第7条 甲は、第2条の規定による乙の負担があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、積算根拠を示す資料を添付した請求書により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、大規模災害時等における円滑な協力体制がとれるよう、広域的な応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては環境生活部長を、乙にあつては全日本冠婚葬祭互助協会近畿ブロック和歌山地区本部長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、協力義務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第15条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第17条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申

し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月22日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目一番地

和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号

日本生命新橋ビル9階

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長 杉山雄吉郎

第1号様式

第 号
年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 会長 様

和 歌 山 県 知 事

災 害 協 力 要 請 書

大規模災害時等における協力に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

要請担当者	所属 職名・氏名 電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 時 分頃
要請の理由	
要請の内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

第2号様式

年 月 日

和歌山県知事 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長

業 務 実 施 報 告 書

大規模災害時等における協力に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名・氏名 電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要請の内容	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

--	--

広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、和歌山県域において、和歌山県広域火葬実施要綱第1条で定める大規模災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生により、多数の死者が集中的に発生した場合における霊柩自動車輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「和歌山県地域防災計画」及び「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、広域火葬を実施する際に、遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請するものとする。

（実施）

第3条 甲の要請により、乙の協会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の要請にかかる経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、甲の要請にかかる協会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙から経費の支払いの請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙が近畿運輸局長に届出している運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、大規模災害等の発生時における円滑な協力体制が図れるよう、近畿各府県霊柩自動車協会のほか、広域応援態勢及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、協定締結の日から実施する。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月22日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目一番地

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 東京都新宿区四谷4丁目14番地
東昭ビル3階
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会 長 一 柳 錡

広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては和歌山県環境生活部長とし、乙にあっては近畿霊柩自動車協会会長とする。

(要請手続き)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって行うものとし、事後、速やかに様式第1で定める協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る事項に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協会員の名簿)

第4条 乙は、協定第3条の業務に協力するために、毎年3月末までに、協会員の名簿を甲に提出するものとする。

(輸送協力報告書)

第5条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって行うものとし、事後、速やかに様式第2で定める業務実績報告書を提出するものとする。

- (1) 遺体の搬送に従事した車両及び従事者名簿
- (2) 遺体の搬送に従事した期間、日数、期日及び走行距離
- (3) その他必要な事項

(経費の請求方法)

第 6 条 協定第 6 条に規定する経費の請求は、「霊柩自動車緊急配車運賃計算書」により行うものとする。

(災害時の情報提供)

第 7 条 乙は、輸送活動中に現認した大規模災害等に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

様式第 1 (実施細目第 3 条関係)

第 号
年 月 日

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 様

和 歌 山 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定第 2 条の規定により、次のとおり要請します。

要請担当者	職 名 電話番号 () — FAX 番号 () —
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分 頃
要請の理由	
要請の内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	
備考	

注：要請内容の欄には、遺体搬送用車両の必要数を記載すること。

様式第 2 (実施細目第 5 条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事様

一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった遺体の搬送等に関する実績について、広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定第 4 条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年 月 日付 第 号 (報)
従事車両 (内 訳)	走行距離
従 事 者 氏 名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日 年 月 日から 期間 年 月 日～ 年 月 日
報 告 担 当 者	氏名 期間 年 月 日～ 年 月 日
備考	

保健衛生計画

防疫計画

49-01-00 防疫用資材状況

県健康推進課

	カルキ (さらし粉)	生石灰	クレゾール 石けん	エタノール	消毒用エ タノール	グルー タル	塩化ベンザ ルコニウム	クロルヘ ン	次亜塩 素酸Na	フン機 (肩掛け式)	ミフ スア トン	四兼器	動 フ ン 機	カ イ ソ プ ロ ビ ル ア ル コ ー ル
	kg	kg	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	台	台	台	台	ℓ
和歌山市					150.0		467.0		2.0	10.0	2.0	1.0	1.0	
県下各市町村 (和歌山市を除く)		43.0	66.9	548.5	2,784.8		464.4	1.0	216.4	164.0	9.0		53.0	104.0
橋本HC					10.0		13.9		9.5	1.0				
岩出HC				30.0	100.0		7.0		7.0	3.0				
海南HC			10.0		5.0		10.4			2.0				
湯浅HC					5.0		2.0			3.0				
御坊HC					7.5		3.0		3.0	3.0			2.0	
田辺HC					40.0		2.5		2.5	3.0			2.0	
新宮HC					3.5				3.0	3.0			2.0	
新宮HC 串本支所					4.0		2.5			3.0			2.0	
計		43.0	76.9	578.5	3,109.8		972.7	1.0	243.4	195.0	11.0	1.0	62.0	104.0

令和4年4月1日現在

保健衛生計画
防疫計画

49-01-00 防疫用資材状況

県健康推進課

市町村	カルキ (さらし粉)	生石灰	クレゾール 石けん	エタノール	消毒用エ タノール	グルー タル	塩化ベンザ ルコニウム	クロルヘ キシジン	次亜塩 素酸Na	ファン機 (肩掛け式)	ミフ ストーン	四兼器	動 フン機	カ イソプロピ ルアルコール
紀の川市					104.8		12.0		10.0	24.0				
岩出市			5.0		25.0		80.0		40.0	2.0			4.0	
橋本市					11.0								5.0	
かつらぎ町					30.0					6.0	5.0			
九度山町					75.0		3.0			1.0				
高野町			3.0	2.0	15.0					6.0				
海南市					56.5		10.8			6.0	4.0		3.0	
紀美野町					40.0					7.0			1.0	
有田市			1.5				6.0			7.0			3.0	
湯浅町			2.0							3.0			1.0	
広川町		20.0		36.0					20.0	1.0				
有田川町					65.0					4.0				
御坊市				114.0	30.0		10.0			2.0				100.0
美浜町			2.5		188.0		7.5		75.0	3.0			2.0	
日高町					98.0		4.5			6.0				
由良町			0.4	16.5	0.8		22.0	1.0	3.0	3.0				
日高川町		3.0			16.0								4.0	
印南町					2.0		10.0		1.0	2.0			3.0	4.0
田辺市					3.0		26.0			39.0			4.0	
みなべ町				110.0			30.0		15.0	2.0			1.0	
白浜町			17.5		2.5		32.1			12.0			12.0	
上富田町					56.0		3.0		2.4	8.0				
すさみ町					252.0		4.5			2.0				
串本町					18.0	25.0				1.0				
古座川町			15.0		86.0		50.0			3.0				
新宮市					1,700.0		10.0		40.0	3.0			1.0	
那智勝浦町		20.0	20.0		20.0		130.0		10.0	7.0			9.0	
太地町					85.5		13.0			4.0				
北山村					49.7									
合計		43.0	66.9	548.5	2,784.8		464.4	1.0	216.4	164.0	9.0		53.0	104.0

令和4年4月1日現在

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模なものをいう。

（2）災害廃棄物

大規模災害により発生する廃棄物（津波により発生する堆積物を含む。）並びに被災者及び避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに付随する業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「被災市町村等」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村等からの協力要請があり、乙の協力が必要なときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の協力要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等の文書による要請が困難な場合は、口頭により要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。

（1）市町村名

（2）協力内容

（3）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（発災後の情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等の必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、協力可能な人員、車両及び資機材の数量を甲に報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、当該処理に係る被災市町村等が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(資機材等の状況の報告)

第8条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数量を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会事務局とする。

(その他)

第11条 この協定に疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県和歌山市中島476番地
一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
会長 青木茂人

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模なものをいう。

（2）災害廃棄物

大規模災害により発生する廃棄物（津波により発生する堆積物を含む。）並びに被災者及び避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに付随する業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「被災市町村等」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村等からの協力要請があり、乙の協力が必要なときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の協力要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等の文書による要請が困難な場合は、口頭により要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。

（1）市町村名

（2）協力内容

（3）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（発災後の情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等の必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、協力可能な人員、車両及び資機材の数量を甲に報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、当該処理に係る被災市町村等が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(資機材等の状況の報告)

第8条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数量を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲においては和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。

(その他)

第11条 この協定に疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県和歌山市南大工町26番地 環境会館3階
一般社団法人和歌山県清掃連合会
会長 吉村英夫

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と社団法人和歌山県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合(以下「被災市町村」という。)が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。

ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 市町村名

(2) 協力内容

(3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況その他必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

（連絡窓口）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

（1） 甲においては、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課

（2） 乙においては、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

（協会の状況等の報告）

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（他の被災都道府県への応援）

第11条 甲は、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（その他）

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

（適用）

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 和歌山県知事

乙 和歌山市小松原通1丁目1番11号大岩ビル6階

社団法人和歌山県産業廃棄物協会
会 長

（備考）令和元年7月1日現在

- 1 乙の名称 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
- 2 乙の住所 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル1階
- 3 県の連絡窓口 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について

1. 災害等廃棄物処理事業
 都道府県名: _____ 部署名: _____ 担当者: _____ 連絡先: _____
 令和〇年〇月〇日 △△:▽▽現在

被災をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、し尿処理、焼却ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置場数	仮置場所在地名称	災害廃棄物量 (t、kg、m)	事業費見込額 (千円)	被害及び処理の状況
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇市	ごみ処理	5	1	〇〇町1-2 〇〇公園運動場	100t	1,000	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水〇〇棟 【仮置場設置期間】〇月〇日～〇月〇日 【受入期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】仮置場において災害等廃棄物の分別や前処理を行う予定。 可燃ごみ: 〇〇市クリーンセンター 不燃ごみ: 〇〇市最終処分場
	〇〇町	し尿処理				100kg	400	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水〇〇棟 【収集期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】〇〇市汚泥再生処理センター

※上記の仮置場数については、市町村が設置・管理している仮置場に限り。

2. 廃棄物処理施設の被害

被災をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇市	クリーンセンター〇〇	〇〇t/H	平成〇年度～〇年度	10,000	停止中	焼却施設の煙突の損壊

3. 浄化槽(市町村設置型)の被害

被災をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇町	浄化槽(市町村設置型)	10基	平成〇年度	1000	停止中	浄化槽及び排水管の破損 浄化槽周辺の陥没

※変更箇所は朱書きとすること。

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内において地震等の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が社団法人和歌山県清掃連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

(協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 第2条に規定する要請に基づき乙の会員が実施するし尿等の収集運搬に要する費用については、乙と市町村があらかじめ協議しておくものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲においては和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課並びに同環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては社団法人和歌山県清掃連合会事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

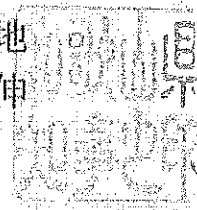
(適用)

第7条 この協定は、平成24年12月5日から適用する。

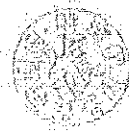
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月5日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事 仁坂吉伸



乙 和歌山市南大工町26番地
社団法人和歌山県清掃連合会
会長 吉村英夫



災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内において地震等の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

(協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 第2条に規定する要請に基づき乙の会員が実施するし尿等の収集運搬に要する費用については、乙と市町村があらかじめ協議しておくものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲においては和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課並びに同環境生活部環境政策局循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

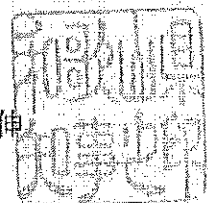
(適用)

第7条 この協定は、平成25年11月22日から適用する。

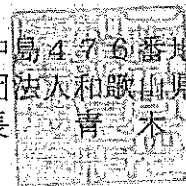
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月22日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事 仁坂吉伸



乙 和歌山市中島4-7-6番地
一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
会長 青木茂人



ア ごみ焼却施設及びごみ燃料化施設

管轄保健所等	設置主体	施設名称	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	青岸エネルギーセンター	400	和歌山市湊1342-3	073-428-4153
岩出保健所	岩出市	岩出クリーンセンター	60	岩出市根来2273-2	0736-62-0814
	紀の海広域施設組合	紀の海クリーンセンター	135	紀の川市桃山町最上1290-94	0736-66-1813
橋本保健所	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場	101	橋本市高野口町大野1827-28	0736-42-5300
湯浅保健所	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境センター	100	有田郡有田川町上中島927	0737-52-5384
御坊保健所	御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	147	御坊市名田町野島2731-4	0738-29-3030
田辺保健所	田辺市	田辺市ごみ処理場	150	田辺市元町2291-6	0739-24-6218
	白浜町	白浜町清掃センター	55	西牟婁郡白浜町保呂749	0739-45-3800
	すさみ町	すさみ町ゴミ焼却場	15	西牟婁郡すさみ町周参見4810	0739-55-3200
新宮保健所	新宮市	新宮市クリーンセンター	49	新宮市南松杖字土ノ河648-34	0735-28-5337
	那智勝浦町	那智勝浦町清掃管理事務所 (那智勝浦町クリーンセンター)	50	東牟婁郡那智勝浦町天満1986	0735-52-4564
新宮保健所串本支所	串本町古座川町衛生施設事務組合	宝嶋クリーンセンター	30	東牟婁郡串本町田原字宝嶋4176-1	0735-74-0017
合計			1,292		

※ごみ燃料化施設

令和5年7月時点での休止中及び廃止済みを除く

イ 粗大ごみ処理施設

管轄保健所等	設置主体	施設名称	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	青岸エネルギーセンター	75	和歌山市湊1342-3	073-428-4153
湯浅保健所	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境センター	30	有田郡有田川町上中島927	0737-52-5384
新宮保健所	新宮市	新宮市クリーンセンター	1	新宮市南松杖字土ノ河648-34	0735-28-5337
合計			96	※青岸エネルギーセンターは休止中	

ウ し尿処理施設・汚泥再生処理センター

管轄保健所等	設置主体	施設名称	処理能力 (kL/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	青岸汚泥再生処理センター	484	和歌山市湊1342	073-422-4732
海南保健所	海南海草環境衛生施設組合	海南海草環境衛生センター	130	海南市築地1-12	073-483-7030
岩出保健所	那賀衛生環境整備組合	那賀衛生環境整備組合し尿処理施設	165	紀の川市桃山町調月12	0736-66-1851
橋本保健所	橋本伊都衛生施設組合	橋本環境管理センター	150	橋本市学文路172	0736-32-0028
湯浅保健所	有田衛生施設事務組合	リユースなぎ	38	有田郡湯浅町湯浅2350	0737-63-5444
	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター	84	有田郡有田川町長谷川1552-137	0737-32-4451
御坊保健所	御坊広域行政事務組合	御坊クリーンセンター汚泥再生処理センター	131	御坊市熊野1282	0738-22-2504
田辺保健所	大辺路衛生施設組合	大辺路衛生センター	30	西牟婁郡すさみ町周参見4810	0739-55-2424
	田辺市周辺衛生施設組合	清浄館	170	田辺市新庄町1177-3	0739-26-4730
	富田川衛生施設組合	白鳥苑	75	西牟婁郡白浜町十九淵1182-1	0739-45-2111
新宮保健所	紀南環境衛生施設事務組合	南清園	98	新宮市新宮8002-9	0735-22-6600
	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	大浦浄苑	37	東牟婁郡那智勝浦町市屋1054-9	0735-52-2325
新宮保健所串本支所	串本町古座川町衛生施設事務組合	池野山環境衛生センター	45	東牟婁郡古座川町池野山577-1	0735-72-6322
合計			1,637		

エ 廃棄物収集車

管轄保健所等	市町村及び一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ収集車 (台)	積載量 (t)	収集車区分			し尿収集車 (台)	積載量 (kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
和歌山市	和歌山市	○	○	○	312	1,019			○	98	247
海南保健所	海南市	○	○	○	218	415			○	31	75
	紀美野町	○	○	○	13	20			○	12	30
	海南海草環境衛生施設組合				0	0				0	0
岩出保健所	紀の川市	○	○	○	40	96	○		○	30	92
	岩出市	○	○	○	101	258			○	17	51
	那賀衛生環境整備組合				0	0				0	0
	紀の海広域施設組合				0	0				0	0
橋本保健所	橋本市	○	○	○	49	72			○	20	40
	かつらぎ町	○		○	16	29			○	17	62
	九度山町	○	○		9	10	○		○	4	8
	高野町		○		11	21			○	2	4
	橋本伊都衛生施設組合				0	0				0	0
	橋本周辺広域市町村圏組合				0	0				0	0
湯浅保健所	有田市	○	○	○	39	60			○	14	32
	湯浅町	○	○	○	9	18			○	6	13
	広川町	○			3	6			○	7	14
	有田川町		○	○	40	114			○	14	37
	有田衛生施設事務組合	○			2	4				0	0
	有田周辺広域圏事務組合				0	0				0	0
御坊保健所	御坊市		○		8	17			○	15	42
	美浜町		○		3	9			○	3	10
	日高町		○		3	10			○	5	15
	由良町		○		3	6			○	2	6
	印南町		○		8	14			○	5	14
	日高川町		○	○	10	21			○	14	39
	御坊広域行政事務組合				0	0				0	0
田辺保健所	田辺市	○	○	○	102	186			○	29	100
	みなべ町	○	○		27	43			○	9	29
	白浜町	○	○	○	46	101				0	0
	上富田町		○		7	15				0	0
	すさみ町	○	○		3	6				0	0
	大辺路衛生施設組合				0	0			○	6	13
	上大中清掃施設組合				0	0				0	0
	田辺市周辺衛生施設組合				0	0				0	0
	富田川衛生施設組合				0	0			○	14	40
	紀南環境広域施設組合				0	0				0	0
新宮保健所	新宮市		○	○	170	183				0	0
	那智勝浦町	○			7	12				0	0
	太地町	○			2	4			○	3	5
	北山村	○			1	2			○	8	16
	紀南環境衛生施設事務組合				0	0				0	0
	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合				0	0			○	10	20
新宮保健所串本支所	古座川町	○			3	10			○	6	11
	串本町	○	○	○	23	32			○	15	33
	串本町古座川町衛生施設事務組合				0	0				0	0
合計				1,288	2,813				416	1,098	

地域活動記録

Fax:

Eメール:

発信元()→送信先()

・災害発生後の地域の健康課題を把握・解決するのに用い、必要に応じて情報集約場所への報告に用いる

活動チーム(保・看・栄・精・事・歯・医・他 ____名)

地域名		記録日時 年 月 日 時				記録者 (所属)
被害 状況	死傷者数 人 負傷者数 人 その他(住民の様子・家屋状況・がけ崩れ等)					対策本部の組織(数・場所)
避難 状況	避難所数 箇所(備考) 場所: , 人(状況) 場所: , 人(状況) 場所: , 人(状況) 場所: , 人(状況)					避難していない人の状況
組織的 活動 状況	班・組織づくり、地区長等リーダーの有無等の状況				組織活動等の状況	
ライフライン・ 交通の状況		可・不可	不可の場所	見通し等	遮断道路・通行上の注意・交通機関の機能など	
	電話	可・不可				
	電気	可・不可				
	水道	可・不可				
	ガス	可・不可				
保健医療 福祉の機能やマン パワーの稼動状況	医療機関・救護所(数・場所・名称)				ボランティアを含むマンパワーの種類と数 名称(個人・団体)、人数、支援内容等	
	福祉機関(数・場所・名称)					
	在宅ケア(数・場所・名称)					
	保健活動(責任者:)					
必要物品	不足している医薬品・衛生用品など				依頼・調達方法	
情報伝達	住民への情報・伝達すべき内容				要援護者へ配慮した情報伝達手段・内容	
課題 と 対策	住民のニーズ・優先すべき健康課題				必要な援助・対策	
印象・ その他 申し送り 事項等						

避難所情報 日報
(共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)	避難者数 昼: 人 夜: 人	
	電話	FAX	施設の広さ	
	スペース密度	過密・適度・余裕	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)	
	交通機関(避難所と外との交通手段)			
組織や活動	管理統括・代表者の情報			
	氏名(立場)			
	その他			
	連絡体制 / 指揮・命令系統			
	自主組織	有()・無		
	外部支援	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種()		
ボランティア	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種()		避難者への情報伝達手段(黒板・掲示板・マイク・チラシ配布など)	
医療の提供状況				
救護所 有・無 巡回診療 有・無				
地域の医師との連携 有・無				
現在の状況			対応	
環境的側面	ライフライン	電気	不通・開通・予定()	
		ガス	不通・開通・予定()	
		水道	不通・開通・予定()	
		飲料水	不通・開通・予定()	
		固定電話	不通・開通・予定()	
		携帯電話	不通・開通・予定()	
	設備状況と衛生面	洗濯機	無・有(使用可・使用不可)	
		冷蔵庫	無・有(使用可・使用不可)	
		冷暖房	無・有(使用可・使用不可)	
		照明	無・有(使用可・使用不可)	
		調理設備	無・有(使用可・使用不可)	
			使用不可・使用可(箇所)	
		トイレ	清掃・くみ取り	不良・普・良
			手洗い場	無・有 手指消毒 無・有
	風呂	無・有(清掃状況:)		
	喫煙所	無・有(分煙: 無・有)		
	生活環境の衛生面	清掃状況	不良・普・良	床の清掃 無・有
		ゴミ収集場所	無・有	履き替え 無・有
		換気・温度・湿度等 空調管理		不適・適
		粉塵	無・有	生活騒音 不適・適
寝具乾燥対策		無・有		
ペット対策		無・有	ペットの収容場所 無・有	
食事の供給	1日の食事回数		1回・2回・3回	
	炊き出し	無・有	残品処理 不適・適	

避難所避難者の状況 日報 (共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態				対応・特記事項		
配慮を要する人	高齢者	人	うち65歳以上	人				
			うち要介護認定者数	人				
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人				
	産婦	人						
	乳児	人						
	幼児・児童		人	うち身体障害児	人			
				うち知的障害児	人			
				うち発達障害児	人			
	障害者		人	うち身体障害者	人			
				うち知的障害者	人			
				うち精神障害者	人			
				うち発達障害者	人			
	難病患者		人					
在宅酸素療養者		人						
人工透析者		人						
アレルギー疾患児・者		人						
服薬者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人				
			うち糖尿病治療薬	人				
			うち向精神薬	人				
有症状者数	人数の把握		総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者		
	感染症症状	下痢	人	人	人	人		
		嘔吐	人	人	人	人		
		発熱	人	人	人	人		
		咳	人	人	人	人		
	その他	便秘	人	人	人	人		
		食欲不振	人	人	人	人		
		頭痛	人	人	人	人		
		不眠	人	人	人	人		
		不安	人	人	人	人		
防疫的側面	食中毒様症状 (下痢、嘔吐など)							
	風邪様症状 (咳・発熱など)							
	感染症症状、その他							
まとめ	全体の健康状態							
	活動内容							
	アセスメント							
	課題/申し送り							

派遣元自治体 活動報告書(派遣元自治体から厚生労働省へ報告する様式)

共通様式

活動日	派遣元自治体名(都道府県名)	派遣元自治体名(市区町村名)
年 月 日		

派遣先(都道府県名)	派遣先(市区町村名)
活動場所(該当するもの一つに○)	
避難所	避難所名:
仮設住宅	地域名:
その他	

* 避難所毎、仮設住宅群毎に分けて報告して下さい。

派遣チーム人数		人
うち職種別人数	保健師	人
	事務職	人
	その他	人

支援活動

○実施した内容毎に実績を計上する。

○各項目には、下の項目一覧から番号を選択し、該当番号を記入する。

活動種別	対象	内容

<項目一覧>

	活動種別(どんなことを)	対象もしくは内容
個別支援	1 訪問 2 健康相談 3 保健指導 4 他職種・他機関への紹介・調整 5 個別支援計画作成 6 ケア会議への出席 7 その他(活動内容を記載すること)	【対象】 1 成人 2 妊婦 3 産婦 4 乳児 5 幼児 6 高齢者 7 知的障害者・児 8 身体障害者・児 9 精神障害者・児 10 発達障害者・児 11 難病患者 12 その他(対象者を記載すること)
集団支援	8 集団への健康教育 9 健康サロンの実施 10 その他(活動内容を記載すること)	【内容】 1 感染症対策 2 母子保健 3 精神保健(心の健康) 4 生活不活発病予防 5 エコノミークラス症候群予防 6 生活習慣病予防 7 閉じこもり予防 8 熱中症予防 9 その他(内容を記載すること)
その他	11 データ入力 12 帳票整理 13 健康サロンの実施準備 14 その他(活動内容を記載すること)	

派遣元自治体 活動報告書(派遣元自治体から厚生労働省へ報告する様式)

記入例

活動日	派遣元自治体名(都道府県名)	派遣元自治体名(市区町村名)
○年 ○月○日	○○県	▼△市

派遣先(都道府県名)	派遣先(市区町村名)
■□県	●○市
活動場所(該当するもの一つに○)	
○ 避難所	避難所名: ○●小学校避難所
○ 仮設住宅	地域名:
○ その他	

* 避難所毎、仮設住宅群毎に分けて報告して下さい。

派遣チーム人数	■□■人
うち職種別人数	
保健師	■人
事務職	□人
その他	■人

支援活動

○実施した内容毎に実績を計上する。

○各項目には、下の項目一覧から番号を選択し、該当番号を記入する。

活動種別	対象	内容
1	1, 4, 5	
8		1, 5

個別支援については、「活動種別」と「対象」欄に該当する数字を

集団支援については、「活動種別」と「内容」欄に該当する数字を

<項目一覧>

	活動種別(どんなことを)	対象もしくは内容
個別支援	1 訪問 2 健康相談 3 保健指導 4 他職種・他機関への紹介・調整 5 個別支援計画作成 6 ケア会議への出席 7 その他(活動内容を記載すること)	【対象】 1 成人 2 妊婦 3 産婦 4 乳児 5 幼児 6 高齢者 7 知的障害者・児 8 身体障害者・児 9 精神障害者・児 10 発達障害者・児 11 難病患者 12 その他(対象者を記載すること)
集団支援	8 集団への健康教育 9 健康サロンの実施 10 その他(活動内容を記載すること)	【内容】 1 感染症対策 2 母子保健 3 精神保健(心の健康) 4 生活不活発病予防 5 エコノミークラス症候群予防 6 生活習慣病予防 7 閉じこもり予防 8 熱中症予防 9 その他(内容を記載すること)
その他	11 データ入力 12 帳票整理 13 健康サロンの実施準備 14 その他(活動内容を記載すること)	

被災地域における保健活動日報 活動従事者(報告者)

※チーム全員の氏名を記入して下さい。

活動市町村名	活動日	平成	年	月	日()
--------	-----	----	---	---	------

I 活動状況

0時	12時	24時

II 活動場所

避難所		被災者宅		仮設住宅	
箇所数	か所	世帯数	内 不在数	世帯数	内 不在数

←活動場所に応じて書き換えて下さい。

III 活動内容

1 相談件数(実人員)

区分	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	高齢者	知的障害者・児	身体障害者・児	精神障害者・児	発達障害者・児	難病患者	その他	計
避難所	人数												
	(再掲)要フォロー												
被災者宅	人数												
	(再掲)要フォロー												
仮設住宅	人数												
	(再掲)要フォロー												

2 相談内容(延べ件数)

内 容	避難所	被災者宅	仮設住宅
1 被災による外傷等(復旧作業にとまなうものも含む)	件	件	件
2 現症・既往に関する事	件	件	件
3 服薬に関する事	件	件	件
4 医療に関する事	件	件	件
5 感染症予防に関する事	件	件	件
6 エコノミー症候群に関する事	件	件	件
7 食事に関する事	件	件	件
8 生活に関する事	件	件	件
9 ことろに関する事	件	件	件
10 睡眠に関する事	件	件	件
11 生活機能低下予防に関する事	件	件	件
12 介護に関する事	件	件	件
13 その他	件	件	件
計	件	件	件

その他の内容

--

3 集団健康教育・相談

場所	参加人員	内容

その他の内容

--

IV 特記事項 (関係機関への連絡など)

--

健康相談票(共通様式) 初回・()回		方法 ・面接 ・訪問 ・電話 ・その他 ()		対象者 乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他()		担当者(自治体名)			
		保管先				相談日	年 月 日		
						時間			
						場所			
基本的な状況	氏名(フリガナ)		性別	生年月日		年齢			
			男・女	M・T・S・H 年 月 日		歳			
	被災前住所		連絡先		避難場所				
	①現住所		連絡先		自宅 自宅外:車・tent・避難所 (避難所名:)				
	②新住所		連絡先		家族状況				
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先				独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()				
	被災の状況		被災の状況 異常なし・半壊・全壊 【再掲:台風等の浸水】 なし・床下・床上(1階・2階)		制度の利用状況				
家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()				・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()					
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ()		現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()		内服薬 なし・あり(中断・継続) 内服薬名()				
					医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他()		医療機関名 被災前: 被災後:		
					食事制限 なし あり 内容() 水分()		血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:		
	現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)				具体的自覚症状(参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況	食事		保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	自立								
	一部介助								
	全介助								
備考 必要器具など									
個別相談活動	相談内容				支援内容				
					今後の支援方針 解決 継続				

〔 〕は、和歌山県で追加しています。

健康調査連名簿 ()地区・避難所・仮設住宅

- ・地域、避難所等において、家庭訪問、健康相談を行う際に使用する。継続支援が必要な場合は○印を付し、健康相談票を作成する。
- ・地域、避難所、仮設住宅において、全体の健康調査を行う場合も使用する。
- ・乳幼児・高齢者・介護認定者、慢性疾患患者など、特定の対象者を把握する場合にも使用する。

記入年月日 年 月 日 記入者所属()氏名()

番号	番地 地図NO	氏名	年齢	性別	対象(状態・疾患など)	相談内容・問題点	援助内容	要継続 は○
1				男・女	・乳幼児・妊産婦・小学生・中高生 ・高齢者(要支援・介護度) ・介護認定者(要支援・介護度) ・心身障がい(児・者)・慢性疾患 ・感染症・精神保健・難病・その他()			
2				男・女	・乳幼児・妊産婦・小学生・中高生 ・高齢者(要支援・介護度) ・介護認定者(要支援・介護度) ・心身障がい(児・者)・慢性疾患 ・感染症・精神保健・難病・その他()			
3				男・女	・乳幼児・妊産婦・小学生・中高生 ・高齢者(要支援・介護度) ・介護認定者(要支援・介護度) ・心身障がい(児・者)・慢性疾患 ・感染症・精神保健・難病・その他()			
4				男・女	・乳幼児・妊産婦・小学生・中高生 ・高齢者(要支援・介護度) ・介護認定者(要支援・介護度) ・心身障がい(児・者)・慢性疾患 ・感染症・精神保健・難病・その他()			
5				男・女	・乳幼児・妊産婦・小学生・中高生 ・高齢者(要支援・介護度) ・介護認定者(要支援・介護度) ・心身障がい(児・者)・慢性疾患 ・感染症・精神保健・難病・その他()			

健康調査世帯票

地区名 _____

地図番号 _____

調査者(所属、氏名) _____

調査年月日 年 月 日() _____

世帯主 氏名	住所		現在の居場所を記入 (住所以外の場合記入)				TEL (連絡先)	住所以外の場合 理由
			同居 状況	健康状態(疾病、主訴)		服薬状況		
氏名	性別	続柄	年齢	職業	同居 状況	健康状態(疾病、主訴)		服薬状況
家族構成・被調査者に○印	1	男・女	主			同・別	定期受診(有・無) 血圧: /	無・有
	2	男・女				同・別	定期受診(有・無) 血圧: /	無・有
	3	男・女				同・別	定期受診(有・無) 血圧: /	無・有
	4	男・女				同・別	定期受診(有・無) 血圧: /	無・有
	5	男・女				同・別	定期受診(有・無) 血圧: /	無・有
	6	男・女				同・別	定期受診(有・無) 血圧: /	無・有
被災の状況	異常なし・半壊・全壊 再掲: 台風等の浸水 なし・床下・床上(1階・2階)							
生活環境	電気・ガス・電話・上水道・井戸(谷水)・トイレ・入浴 ※可能なものに○							
食事	自炊(可・不可) 不可の場合の手段()							
支援者	有(親族[子・兄弟姉妹・その他]・近所の人・ヘルパー・その他)・無							
消毒薬配布	有・無							
その他	ペット(有・無)							
相談・要望・困りごと等								
直接的ケア(実施した場合記入)			総合所見 支援の要否 A 要対応 B 対応不要 ・内容(「A要対応」の場合は、必要な理由を必ず記入)					
備考			・次回訪問等 (月 日 頃) 訪問 TEL その他()					

仮設住宅入居世帯調査票

調査年月日 平成 年 月 日 調査者名 _____

1 世帯の状況

仮設住宅名	棟 号室			仮設住宅入居日	年 月 日	
TEL		FAX		被災状況	全壊(焼) ・半壊(焼)	
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	TEL		
	氏 名	性別	続柄	生年月日	職業	健康状態(疾病、主訴)
家族構成・被調査者に○印	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
経済状況	年金・給与・生保(福祉事務所・担当CW) 経済的に困っている・いない					
被災の影響	家族状況変化 無・有() 仕事状況変化 無・有() その他()					

2 近隣・社会との関係

交友関係	悩みを相談できる友人 有・無	仮設住宅での親しい友人 有・無
近所づきあい	全くない・あいさつする程度・会話をする程度・互いの家行き来する・用事をたのむ	
来訪者	有 (親族〔子・兄弟姉妹・その他〕・ボランティア・ヘルパー・その他) ・ 無	
自治会等役割	前住所では役員をしていた・現在はしていないが今後やりたい・何もしていない	
活動参加意向	サークルやグループに参加している・今後地域活動やサークルに参加したい・参加意向なし	

3 要援護者(上記世帯調査において3歳未満、病弱者、65歳以上、独居者については全て記入)

番号	心身状況	受療状況等	社会資源活用状況

直接的ケア(実施した場合記入) 相談・要望等	総合所見 調査者の判断 A 要対応 B 対応不要
---------------------------	-----------------------------

保健師活動状況報告書

FAX 保健所 → 県庁

保健所(支所)名	記録日時 月 日() 時 分	記録者氏名
----------	--------------------	-------

保健師活動状況報告書

※ 大まかな状況を分かる範囲でご記入願います。

◇管内保健師の被災状況（市町村名を記入してください。）

人数	保健所	市・町・村	市・町・村	市・町・村	市・町・村	市・町・村	市・町・村
全保健師数							
被災保健師数							

◇ 管内市町村保健師活動状況

◇保健師保健師活動状況

◇保健所保健師の管内市町村へ支援の有無（有りの場合はその内容・支援予定期間等）

無 ・ 有 支援期間・人数： 月 日～ 月 日・ 人
 内容：

◇課題と対策

◇特記事項（避難所状況、ライフライン、交通状況、ボランティアの支援状況等管内の状況等）

※毎日、18時までにFAX送信してください

※前日と変更があった箇所のみ記入でも結構です

保健師活動状況報告書

FAX 保健所(市町村) → 県庁(保健所)

50-03-07-02 県医務課

保健師活動状況報告(避難所から概ね仮設住宅入居時)

保健所名()

()月の状況

- 復旧・復興対策の進捗状況の把握のため、保健師活動についてご報告をお願いします。
- わかる範囲で今後予定している活動内容についてもご記入ください。

○避難所での活動状況(今後の予定も含む)

市町村名	設置箇所数	場 所 名	保健師活動内容

○仮設住宅での活動状況(今後の予定も含む)

市町村名	設置戸数	地 区 名	保健師活動内容

○被災地域での活動状況(健康調査・健康相談・健康教育 等)(今後の予定も含む)

業務名	保健師活動内容

○平常業務の実施状況(今後の予定も含む)

業務名	実施できていない・遅れている業務

51-01-01

県有建設機械保有状況

県土整備部
令和5年8月1日現在

機関	機械	ダンプトラック (2t以上)	軽ダンプ	ショベル・ バックホウ	高所作業車	スーパー	その他
海草振興局建設部		6	1	2		1	
那賀振興局建設部		3	1	1		1	
伊都振興局建設部		3	2	1		1	
有田振興局建設部		3	1	1		1	
日高振興局建設部		3	3	1		1	
西牟婁振興局建設部		5	5	1	1	1	
東牟婁振興局 串本建設部		2	0	1	1		
東牟婁振興局 新宮建設部		2	1	1		1	
合計		27	14	9	2	7	

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成16年9月9日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」はその効力を失う。

（応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）による応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）業務内容
- （3）応援を必要とする日及び場所
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）大規模災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援受諾

書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員
- (2) 業務内容
- (3) 日及び場所
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等による応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し、応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した建設資機材等使用報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請による業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

（損害に係る必要経費の負担）

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）を適用する。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては社団法人和歌山県建設業協会専務理事とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成24年3月19日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 3月19日

(甲) 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(乙) 社団法人 和歌山県建設業協会
会長 矢 部 幸 雄

建設資機材等応援要請書

1 災害の状況

2 業務内容（緊急輸送路の確保、その他）
（応援を必要とする建設資機材等も可能な限り記載）

3 応援を必要とする日及び場所
（1）希望日
年 月 日から
（準備が整い次第）

（2）希望場所

4 現地連絡責任者

5 その他必要な事項

平成 年 月 日
社団法人 和歌山県建設業協会
会長 様

和歌山県知事

県担当者 所 属 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

建設資機材等応援受諾書

1 実施会員

(1) 実施会員名

(2) 住 所

(3) 責任者名

2 業務内容

3 応援する日及び場所

(1) 応援する日

(2) 場 所

4 その他必要な事項

和歌山県知事

様

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県建設業協会
会長

建設資機材等使用報告書

1 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等

資 材 名 (規格等) 機 械 名 (車種、規格) 職 種	数 量 台 数 人 員	備 考
	※使用した資機材の総数量を記載してください。 (詳細は、別紙により提出してください。)	

※詳細については、別紙のとおり。

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

和歌山県知事 様

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県建設業協会
実施会員

「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」 に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）が平成24年3月19日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

第1 応援の要請（協定書第1条関係）

- (1) 甲が、応援を要請することができる「大規模災害時」とは、震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された災害時をいう。
- (2) 協定書第1条に規定する応援の要請に係る事務は、甲の各振興局建設部長、南紀白浜空港管理事務所長、和歌山下津港湾事務所長（以下「建設部長等」という。）と当該建設部等の所管する地域内に置かれた第3項第3号で定めるブロック長の間で処理するものとする。

建設部長等は、乙の協力が必要と判断し、協定書第1条に規定する建設資機材等応援要請書により当該ブロック長に直接要請した場合は、速やかにその旨を県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）に報告するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、地域内が壊滅的な被害を受けたことにより当該地域の協会員の活動が困難となった場合など、広域的な応援が必要である場合は、協定書第9条に規定する連絡責任者の間で応援の要請に係る事務を処理するものとする。

第2 要請する業務（協定書第2条関係）

協定書第2条第2号で規定する「応急復旧作業」とは、緊急輸送道路の交通の確保及び公共施設の被災による二次災害防止のための必要かつ最小限の作業をいう。

第3 協力の実施（協定書第3条関係）

- (1) 乙は、協会員の中から「協定書」に賛同した協会員（以下「災害応急対策協力者」という。）の名簿（別紙様式1）及び各災害応急対策協力者の「建

設機械・資機材等報告書」(別紙様式2)をとりまとめて、甲に報告するものとする。

- (2) 乙は、前号に規定する「災害応急対策協力者名簿」及び「各災害応急対策協力者の建設機械・資機材等報告書」記載事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、あらかじめ「災害応急対策協力者」の所在地や編成人員等の機動力を勘案の上、県内を各ブロックに分割し、それぞれブロック長を定めておくものとする。
- (4) 乙は、速やかな協力要請の伝達や情報共有のため、あらかじめブロック長等を定めた緊急連絡体制表(別紙様式3)を作成し、毎年7月1日に甲に報告するものとする。
- (5) 乙は、前号の緊急連絡体制表に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (6) ブロック長等は、第1項第2号の規定により、建設部長等から直接要請を受けた場合は、協定書第3条の規定に基づき、直ちに業務を実施する実施会員(以下「実施会員」という。)を決定のうえ、建設部長等に回答するものとする。
- (7) 実施会員は、当日の作業終了後、災害応急対策業務の進捗状況等を現地連絡責任者に報告するものとする。

第4 業務報告(協定書第4条関係)

実施会員は、協定書第4条に基づく建設資機材等使用報告書(様式3)に作業内容(着手前、作業中、完成、使用した資機材等)が判別できる写真、図面等積算に必要な資料を適宜添付し、現地連絡責任者に提出するものとする。

第5 経費の負担(協定書第5条関係)

建設部長等は、災害発生時における甲の積算基準に基づき費用を算出し、実施会員と請負契約を締結するものとする。ただし、単価契約等で別に契約を締結した業務に含まれるものについてはその契約によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第6 災害補償(協定書第7条関係)

- (1) 応急対策業務に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意を払わなければならない。
- (2) 実施会員は、社員を応急対策業務に従事させる場合、補償保険制度等の活用を図る等、万一の事態に備えなければならない。

この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 3月19日

(甲) 和歌山県県土整備部県土整備部技術調査課

課 長 鉄 尾 義 治

(乙) 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目1-8
社団法人 和歌山県建設業協会

専務理事 浅 田 殊 彦

〇〇年度 災害応急対策協力者名簿

〇〇 ブロック

平成〇〇年〇月〇日現在

市町村	構成員名(企業名)	所在地	事務所連絡先	連絡担当者	休日・夜間連絡先
〇〇市	(株)〇〇組	〇〇市 〇〇町 〇〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****
	(株)〇〇組	〇〇市 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****
	〇〇興業(株)	〇〇市 〇〇村 大字〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****
	(株)〇〇組	〇〇市 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****
〇〇町	(有)〇〇組	〇〇郡 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****
	(有)〇〇組	〇〇郡 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****
〇〇町	(有)〇〇建設	〇〇郡 〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	〇山 〇男 〇川 〇夫 〇川 〇雄	TEL 073-***-**** 073-***-**** 073-***-**** FAX 073-***-****

建設機械・資機材等報告書

〇〇ブロック

災害応急対策協力者名：(株)〇〇組

平成〇〇年〇月〇日現在

所在地	種別	名称	規格	数量	備考	
本社 〇〇郡〇〇町 大字〇〇 〇〇番地 TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	資材	土嚢袋	62×48cm	500枚		
	機材					
〇〇営業所 〇〇郡〇〇村 大字〇〇 〇〇番地 TEL 073-***-**** FAX 073-***-****	資材	H形鋼	H300 6m	10本		
		H形鋼	H100 4m	35本		
		鋼矢板	Ⅱ型 6m	30枚		
		鉄板	4×8m	25枚		
	機材					
〇〇資材倉庫(置き場) 〇〇郡〇〇町 大字〇〇 〇〇番地	資材	土砂		15.0m ³		
	機材	ブルドーザ	15t		1台	
		バックホウ	0.8		3台	
		バックホウ	0.45		1台	
		バックホウ	0.28		4台	
		振動ローラー	搭乗式・タンDEM8～10		2台	
		ダンプトラック	10t		3台	
		タンパ	60～100		3台	

51-01-05

大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における乙の社会貢献活動の一環としての応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に損傷を受けた甲の所管する公共土木施設等の被害状況調査を、乙の協力により速やかに実施することを目的とし、必要な事項を定めるものである。

（応援協力の内容）

第2条 この協定の対象とする区域は、和歌山県域とする。

2 この協定でいう大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合で、和歌山県災害対策本部が設置されたときをいう。

3 大規模災害時における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が所管する公共土木施設等の被害状況調査
- (2) 甲への技術的助言

（応援の要請等）

第3条 甲は、大規模災害時において、公共土木施設等の被害状況調査のため、乙の応援が必要と認めるとき、又は乙から応援協力の申し出があったときは、乙に対して、別に定める応援協力要請書により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項において、通信手段の途絶等のため、甲から乙への協力の要請が困難な場合は、甲は、乙の協会員に直接要請できるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、直ちに応援協力を実施する乙の会員（以下「調査協力会員」という。）を決定のうえ、別に定める応援協力受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 調査協力会員は、速やかに第3条の応援協力要請書に記載する現地連絡責任者と協議の上、被害状況調査を実施するものとする。

3 乙の実施する応援協力の期間は、災害発生から10日以内を基本とする。

4 通信手段の途絶等のため、甲から乙への協力の要請又は乙から甲への協力の申し出が困難な場合において、乙が乙の判断により被害状況等に関する応急調査を行ったときは、乙は、可能な限り速やかにその調査結果等を甲に提供するものとする。

(調査報告)

第5条 調査協力会員は、前条の規定に基づく調査が完了したときは、別に定める被害状況調査報告書を現地連絡責任者に速やかに提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援協력에要する費用は、乙がこれを負担する。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて応援協力に従事した者が、応援協力の従事中において負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の所属会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言をもって甲に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては社団法人和歌山県測量設計業協会事務局長とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成17年4月25日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年4月25日

(甲) 和歌山県知事 木村良樹

(乙) 和歌山市湊通丁南1丁目3番地1 ル・シャトー真砂4F
社団法人 和歌山県測量設計業協会

会長 西畑雅央

51-01-06

「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力
に関する協定書」に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県測量設計業協会（以下「乙」という。）が平成17年4月25日に締結した「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものである。

第1. 応援の要請（協定書第3条関係）

- (1) 協定書第3条に規定する応援協力要請書は「別記様式1」とする。
- (2) 現地建設部長等は、管内における被害状況の把握のため、乙の協力が必要と判断した場合は、前号に規定した応援協力要請書により県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）に報告するものとする。その際、通信手段の途絶等のためやむを得ず、乙の協会員に直接要請した場合は、速やかにその旨を技術調査課長に報告するものとする。

第2. 協力の実施（協定書第4条関係）

- (1) 乙は、あらかじめ地域の実情を考慮し、県内を各ブロックに分割し、それぞれブロック長を定めておくものとする。
- (2) 乙は、速やかな協力要請の伝達や情報共有のため、あらかじめ緊急連絡体制表（別紙様式1）を作成し、甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、前号の緊急連絡体制表に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (4) 乙は、協定書第3条による要請があったときは、協会員の所在地や編成人員等を勘案し、調査協力会員を決定し協定書第4条第1項による応援協力受諾書「別記様式2」により甲に回答するものとする。
- (5) 通信手段の途絶等のため、乙からブロック長等への連絡が困難な場合には、直ちに甲に対しその旨を通報するものとする。
- (6) 甲は、前号により報告を受けた場合は、関係のブロック長等と直接連絡調整を行うものとする。
- (7) 前号において甲から要請を受けたブロック長等は、第2の4)に準じ、調査協力会員を決定し甲の現地連絡責任者に回答するものとする。

第3. 調査報告（協定書第5条関係）

- (1) 協定書第5条に規定する被害状況調査報告書は「別記様式3」とする。
- (2) 乙の現地責任者は、当日の調査終了後、被害状況調査の進捗状況につ

いて、甲の現地連絡責任者に報告するものとする。

(3) 別記様式3に添付する被害箇所一覧図においては、下記のとおり被害箇所を表示し、被害箇所番号を適宜付記するものとする。

河川	×
海岸	□
砂防施設	●
地すべり防止施設	⊕
急傾斜地崩壊防止施設	△
道路	○
橋梁	△
下水道	◻
(公園)	◻
港湾	■
空港	☆
漁港	◇

第4. 災害補償（協定書第7条関係）

(1) 応援協力活動に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

(2) 調査協力会員は、社員を応援協力活動に従事させる場合、補償保険制度等の活用を図り、万一の事態に備えなければならない。

第5. その他

(1) 応援協力に際し、応援協力従事者の身分等を明らかにするため、作業車両には黄色回転灯及びステッカーを付けるとともに、応援協力従事者は腕章を着用するものとする。

(2) 前号のステッカー及び腕章の規格等は、別紙1のとおりとする。

この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年 5月 9日

(甲) 和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

課長 尾花正啓

(乙) 社団法人 和歌山県測量設計業協会

事務局長 坂梨俊

応援協力要請書

「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」第3条により、被害状況調査を要請します。

1 応援協力を要請する日時、場所等

(1) 調査希望日時

(2) 調査要請場所

2 現地連絡責任者

建設部等名称 : _____

所属・職・氏名 : _____

TEL : _____ FAX : _____

3 その他必要な事項

平成 年 月 日

社団法人 和歌山県測量設計業協会
会長 西畑 雅央 様

和歌山県知事 木村 良樹

県担当者 所 属 県土整備部県土整備政策局技術調査課
氏 名 _____
電話番号 _____

応援協力受諾書

「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」第4条により、被害状況調査を受諾します。

1 応援協力を実施する日時、場所等

(1) 調査実施日時

(2) 調査実施場所

2 現地責任者等

調査協力会員名： _____

氏名等： _____

TEL： _____ FAX： _____

3 その他必要な事項

平成 年 月 日

和歌山県知事 木村 良樹 様

社団法人 和歌山県測量設計業協会
会長 西畑 雅央

担当者

氏 名 _____

電話番号 _____

別記様式3（第5条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

（社）和歌山県測量設計業協会
現地責任者

被害状況調査報告書

平成 年 月 日に要請のあった公共土木施設等の被害状況調査については、別添のとおり調査が完了したので、「大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定書」第5条の規定により報告します。

記

- 1：被害箇所一覧表（別添様式1）
- 2：被害箇所状況調査書（別添様式2）
- 3：被害箇所状況写真（別添様式3）
- 4：被害箇所一覧図

被害箇所一覧表

現地責任者: _____

建設部管内

番号	河川・路線名等	市町村	大字	種類	延長	幅員	法長	備考	図面 番号
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
計									

* 1. 種類欄には、「護岸決壊」・「路側欠損」・「法面崩壊等」、被災状況を的確に記載すること。

別添様式 2

被害箇所状況調査書		平成 年 月 日作成
番号：		作成者：
河川・路線名等		
被災場所		市町村 地内
施設被害状況	施設別	道路 橋梁 河川 海岸 砂防 地すべり 急傾斜 その他 ()
	被災種類	崩土 路側決壊 法面崩壊 流失 () 護岸決壊 堤防決壊 破堤 河道埋塞 ()
	延長 = m 幅員 = m 残幅員 = m 高さ = m 法長 SL = m (崩土量 = 約 m ³)	
所見		
概略平面図		概略横断図等
※目印になるもの（電柱、橋梁など）を記入。		

※隣接する災害箇所、同施設（河川、道路・・・別）の被災箇所間が直線距離で100m以内の場合は、起点側から「その1工区」「その2工区」・・・と、順次記入のうえ、調査書を各々作成する。「その1工区」の所見欄には、その位置関係を記入するものとする。

別添様式3

被害箇所状況写真	
番号： _____	撮影日：平成 年 月 日
河川・路線名等	
被災場所	市町村 地内
(写真)	

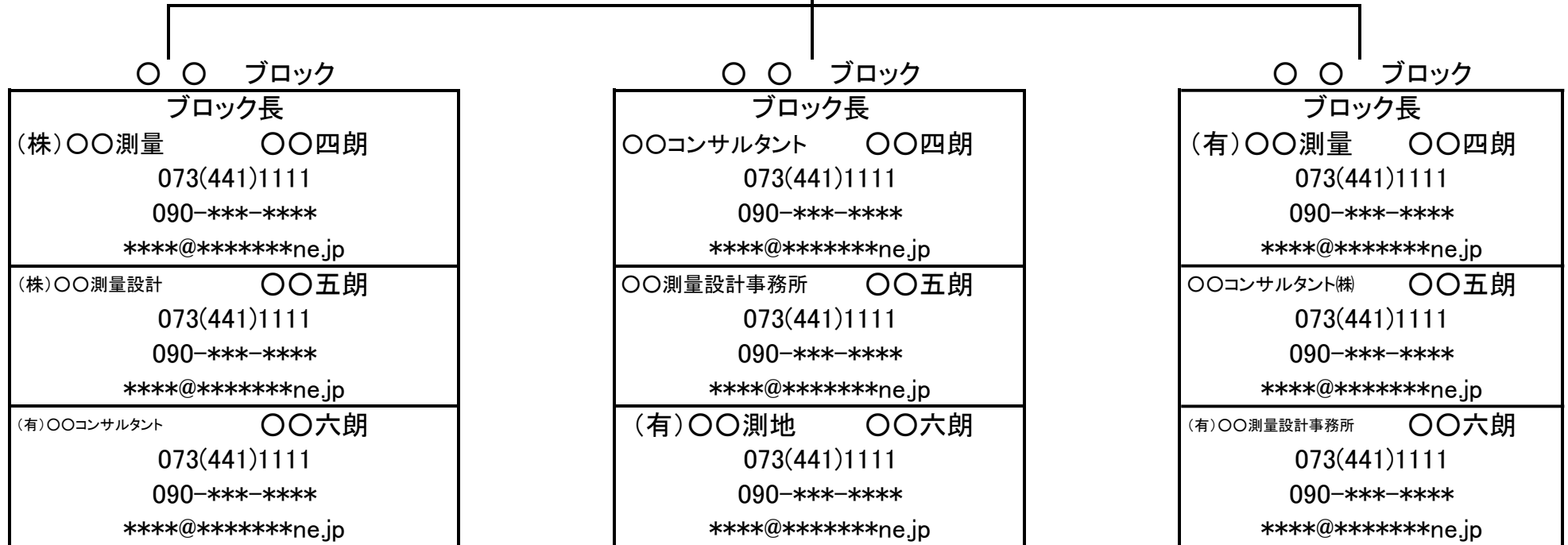
※道路においては、→至◎◎方面、河川においては、→流向を記入すること。

(例)

別紙様式1

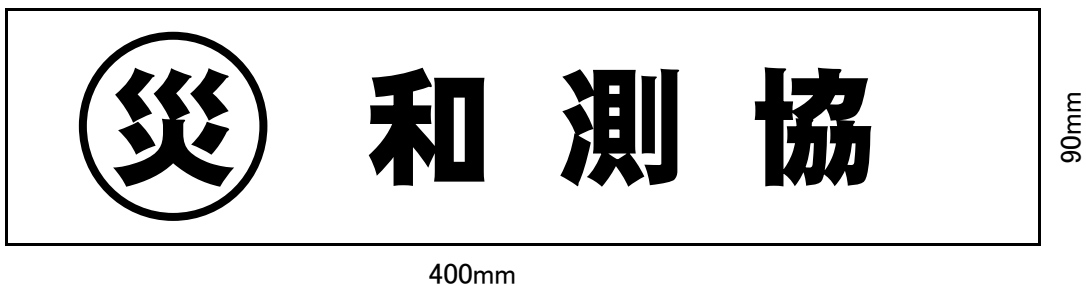
(社)和歌山県測量設計業協会 緊急連絡体制表

(社)和歌山県測量設計業協会					
会 長	〇〇太郎	073(436)5611	090-****-****	****@*****ne.jp	
事務局長(連絡責任者)	〇〇次郎	073(436)5611	090-****-****	****@*****ne.jp	

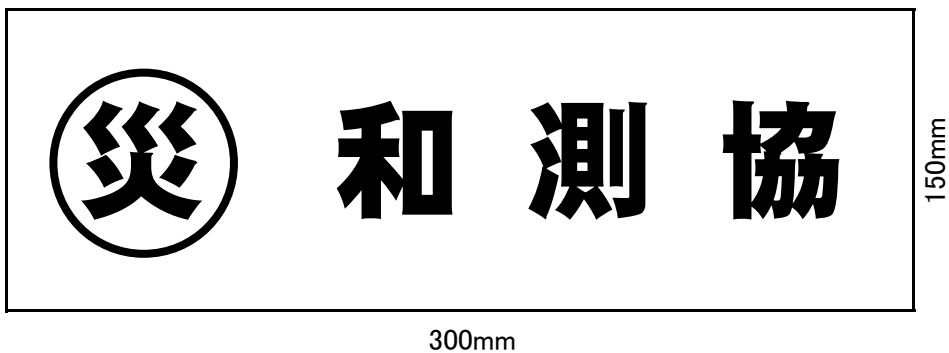


別紙 1

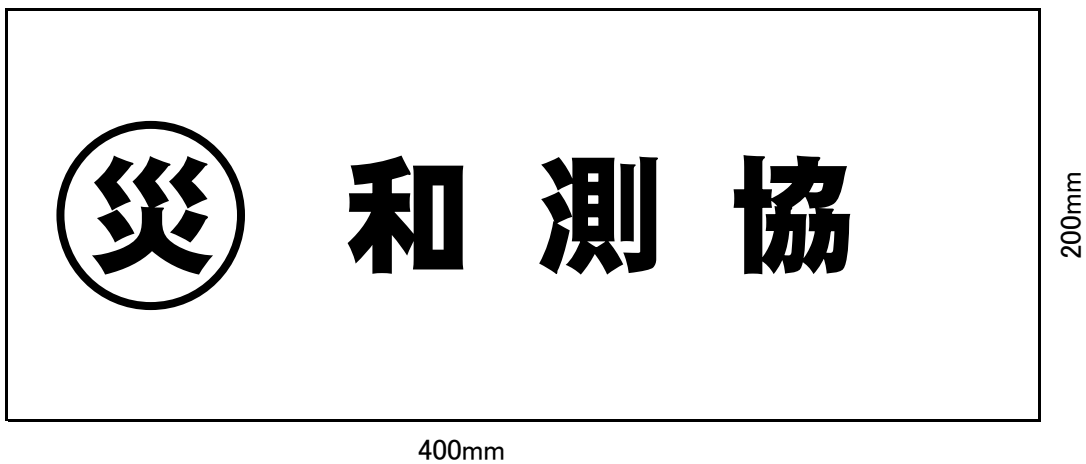
腕章



作業車用ステッカー(前)

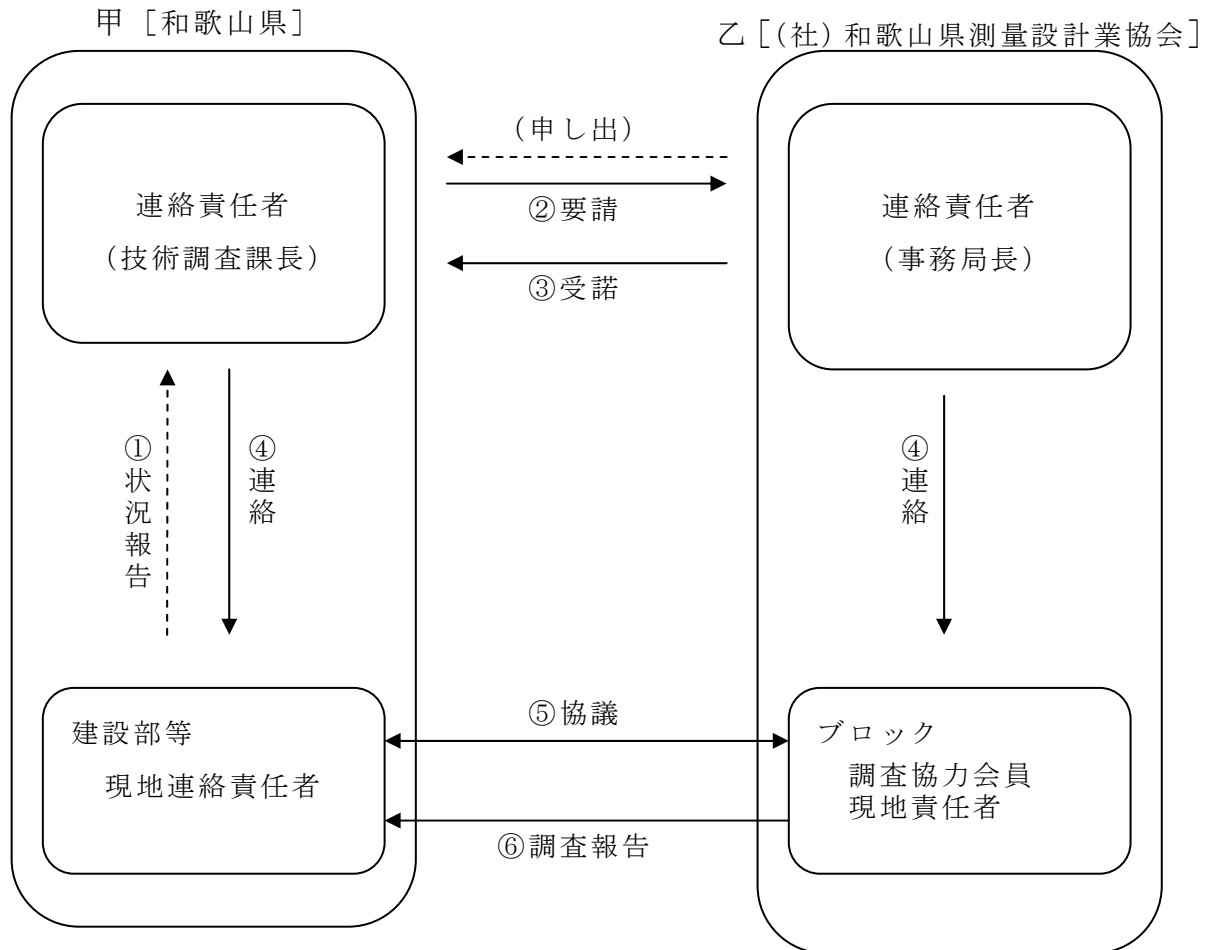


作業車用ステッカー(後)



大規模災害時における被害状況調査等の応援協力

に関する基本フロー図



大規模災害時における応急対策調査業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人関西地質調査業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、甲が所管する施設の緊急的な応急対策調査業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、大規模災害時において、甲が管理又は委託管理する施設並びにその他甲が必要と認める施設等（以下「所管施設等」という。）における被害の緊急的な応急対策調査を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。
- 2 本協定でいう大規模災害時とは、震度6弱以上の地震、又は風水害、その他の大規模な災害が発生し、知事が認めることによる和歌山県災害対策本部が設置された時をいう。

（業務の実施範囲）

- 第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における被害発生箇所とする。

（業務実施の要請）

- 第3条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは業務要請書（別記様式第1号）により乙に対し出動を要請するものとする。ただし、文書により要請することが困難な場合は、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに業務要請書を提出するものとする。
- 2 前項において、通信手段の途絶等のため、甲から乙への協力の要請が困難な場合は、甲は、乙の会員に直接要請できるものとする。

（業務の内容）

- 第4条 乙は、甲からの出動要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員を決定の上、業務要請受諾書（別記様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに、業務要請書に記載する現地連絡責任者と協議の上、所管施設等の被災状況を把握し、当該災害の応急対策調査を実施するものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、前項の規定により業務を実施したときは、業務の終了後速やかに業務報告書（別記様式第3号）により、甲の現地連絡責任者にその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告することが困難な場合は、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに業務報告書を提出するものとする。
- 4 乙は、応急対策調査を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

（業務の実施体制）

- 第5条 前条第4項に定める所管施設等の応急対策調査の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。
- なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

- 第6条 第4条に基づく業務費用は、現場確認等の被災状況把握に要する費用は乙が負担するものとし、応急対策調査の実施に要する費用は甲が負担するものとする。

- 2 甲は乙の会員による応急対策調査の費用について、甲の積算基準に基づき費用を算出し、実施会員と委託契約を締結するものとする。なお、これによりがたい場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。
また、締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができる。

(損害の負担)

第8条 甲の要請により乙又は乙の会員が実施した業務に伴い、第三者に損害を与えた場合は、乙又は乙の会員の責任においてその損害を賠償するものとする。ただし、乙又は乙の会員の責に帰さない理由による損害については、甲と乙又は乙の会員が協議してその損害を賠償するものとする。

- 2 乙又は乙の会員は前項の事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）を適用する。

(会員等の責務)

第10条 乙の会員は、業務に従事する者に、危険が伴う業務であることを十分認識させ、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

- 2 乙の会員は、補償保険制度などの活用を図る等により、第8条及び前条に規定する損害その他の不足の事態に備えなければならない。

(連絡責任者)

第11条 本協定における連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては一般社団法人関西地質調査業協会事務局長とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 3月19日

(甲) 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(乙) 一般社団法人関西地質調査業協会
理事長 荒 木 繁 幸

災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）並びに福井県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、西日本高速道路株式会社関西支社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長及び本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）並びに一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等による災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に行う、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関する必要な事項を定め、甲、乙及び丙の協力による円滑な業務の実施に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 本協定の対象は、災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「災害応急対策業務等」という。）であって、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理又は施工中の国土交通省が所管する公共土木施設（河川、道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾、海岸、下水道及び公園）に係るものとする。

なお、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては料金徴収施設、サービスエリア及びパーキングエリアを含むものとする。

前項に規定する対象外であっても、乙又は乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条又は第4条の規定により、丙に災害応急対策業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式により、丙に会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。ただし、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。
- 4 前項の報告を受けた甲又は乙は、資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙に出動を要請するものとする。
- 5 丙は、前項の規定により出動要請を受けたときは、災害応急対策業務に対応可能な会員を選定し、当該要請者に報告する。甲又は乙は、丙からの報告をもとに災害応急対策業務に対応する会員を決定し、丙及び当該会員に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から前項の通知があった場合、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示を受け、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材調達）

- 第4条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、別に定める様式にて、丙に建設資材調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。

（連絡体制の整備等）

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。
- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における技術者及び建設資機材等の確保及び運搬方法並びに動員の方法（人員参集等）について定め、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

なお、本協定の有効期限を延長した場合、丙は、技術者及び建設資機材等についてその年の4月末時点において更新し、5月末までに報告するものとする。

3
材
る

(
第6
は
の
に
き

甲
る
2
関

(
第7
る
す

の
る

(
第8
定
約
又
2
と
会
を

(
第9



- の使
人員
- 3 丙は、災害時等において迅速に業務等ができるよう、会員に対し技術者及び建設資機
材等の確保を促し、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告す
るものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の府県又は政令指定都市にわたるなど広域的、大規模な災害が発生又
は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）に、第3条及び第4条
の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請（第2条第1項に定める業務等に関するもの
に限る）に対して、秩序ある災害応急対策業務の遂行のため必要な調整を行うことがで
きるものとする。

この場合、甲は丙と協議し、第3条及び第4条の規定により乙が行う丙への要請は、
甲を通じて一元的に行うものとし、甲は、一元的に要請する旨を乙に連絡するものとす
る。

- 2 前項の規定により、甲が一元的に要請する乙の業務等については、乙又は乙の地方機
関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結す
る同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先
するものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が、丙以外
の他団体と同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を締結することを妨げ
るものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規
定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契
約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙
又は丙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要
とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該出動の内容に係る契約を丙の
会員と締結するものとし、当該調達の内容に係る契約については丙又は丙の会員と契約
を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙及び丙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加

するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出のないときは、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その措置については同機関と協議して、定めるものとする。ただし、第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長と協議して定めるものとする。

(その他)

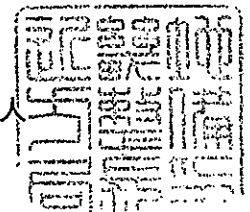
第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書19通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年2月20日

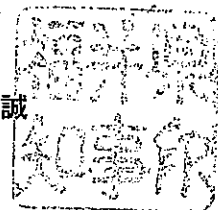
甲 国土交通省 近畿地方整備局長

池田 豊人



乙 福井県知事

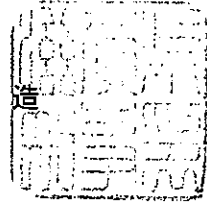
西川 一誠



ケ月
E間延

滋 賀 県 知 事

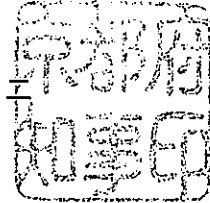
三日月 大造



人員
り、
いて
的に
又は

京 都 府 知 事

山 田 啓 二



乙及

大 阪 府 知 事

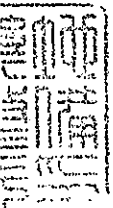
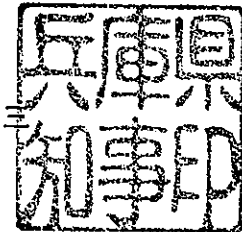
松 井 一 郎



通を保

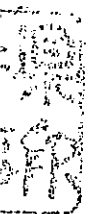
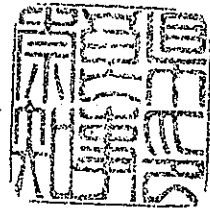
兵 庫 県 知 事

井 戸 敏 三



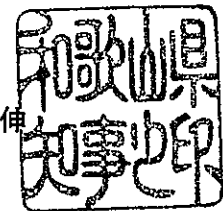
奈 良 県 知 事

荒 井 正 吾



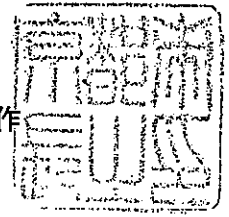
和 歌 山 県 知 事

仁 坂 吉 伸



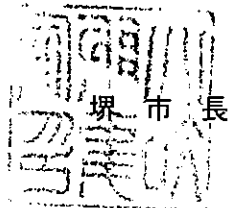
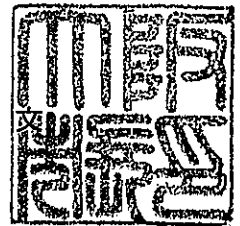
京都市長

門川 大作



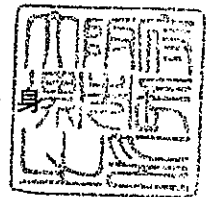
大阪市長

吉村 洋



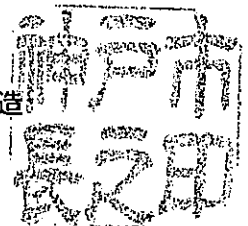
堺市長

竹山 修身



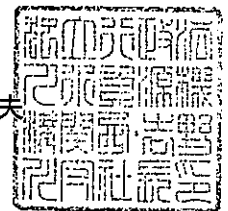
神戸市長

久元 喜造



独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長

森川 幹夫



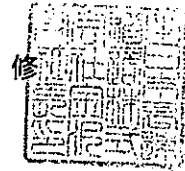
中日本高速道路株式会社 名古屋支社長

近藤 清久



中日本高速道路株式会社 金沢支社長

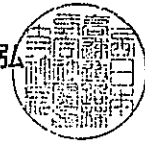
久保田



西日本高速道路株式会社 関西支社長

村尾

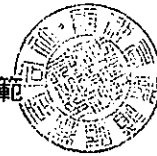
光弘



阪神高速道路株式会社 代表取締役社長

幸

和範



本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長

三原

修



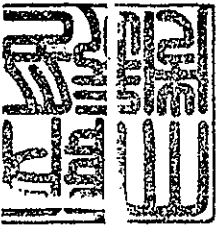
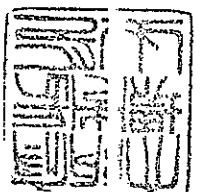
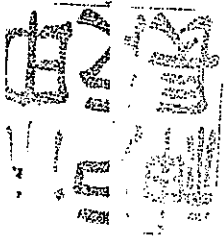
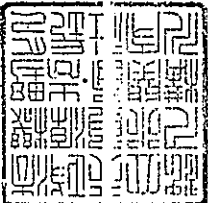
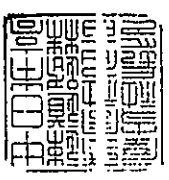
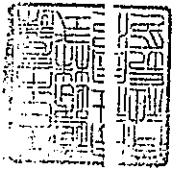
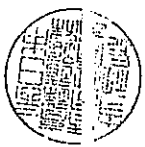
丙 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長

村上

考



(2府5県、4政令指定都市、水資源機構関西・吉野川支社、
NEXCO中名古屋・金沢支社、NEXCO西関西支社、阪神高速、
本四高速 の17者の長)



平成 年 月 日

(一社) 日本建設業連合会
関西支部 様

〇〇〇〇〇〇

「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」
第3条に基づく要請について

標記について、以下の業務の 〇〇〇〇※ を要請する

件名	
履行場所	
担当事務所 及び担当者	
主な業務内容	
特記事項	
報告期限	平成 年 月 日

※ 「資機材及び人員に関する情報」、「出動」

平成 年 月 日

(一社) 日本建設業連合会
関西支部 様

〇〇〇〇〇〇

「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」
第4条に基づく要請について

標記について、以下の 資材調達 を要請する

件名	
履行場所	
担当事務所 及び担当者	
主な必要資材	
特記事項	
報告期限	平成 年 月 日

放射線検出等初期対応マニュアル（連絡体制等）

県内において、放射線検出等の事案の発生にあたり、県民の安全安心な生活を守る立場から、下記の連絡体制等により初期対応を図る。

（本庁の場合）

1 放射線検出問題連絡会の開催等（別添1）

危機管理・消防課は放射線検出等の連絡を受けた場合、情報収集するとともに、速やかに放射線検出問題連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

連絡会の構成課は、広報課、危機管理・消防課、環境生活総務課、医務課、健康推進課及び発見場所等の所管に関係のある課（注1）とする。

危機管理・消防課は、事案の内容により必要に応じて関係機関へ連絡する。

連絡会は、次の事項に関し、協議する。

- (1) 情報の収集
- (2) 健康への影響
- (3) 周辺への影響
- (4) 原子力規制委員会との連絡調整
- (5) 各振興局との連絡調整
- (6) その他関係各機関との連絡調整
- (7) 今後の対応方針の検討
- (8) 県民への情報提供
- (9) その他必要なこと

連絡会の会長は、連絡会の事務局を所管する部長とし、副会長は、危機管理監とする。

連絡会の事務局は、迅速な決定が必要なことから、危機管理監が下記の例示に基づき決定する。

連絡会の事務局の例示

廃棄物関係……環境生活部、病院・医療・薬局関係……福祉保健部、
企業関係……商工観光労働部、農林水産業関係……農林水産部、
道路・河川等土木関係……県土整備部
その他……発見場所等と関係のある部又は危機管理局

2 放射線検出問題対策会議（以下「対策会議」という。）の開催

対策会議の責任者は副知事とする。

副知事は、事案の重要性等、必要に応じ、連絡会を対策会議に移行させる。

対策会議の責任者以外の構成員は、危機管理監、知事室長、総務部長、企画部長、環境生活部長、福祉保健部長、関係部長とし、次の事項に関し、協議する。

- (1) 情報の収集
- (2) 健康への影響
- (3) 周辺への影響
- (4) 原子力規制委員会との連絡調整

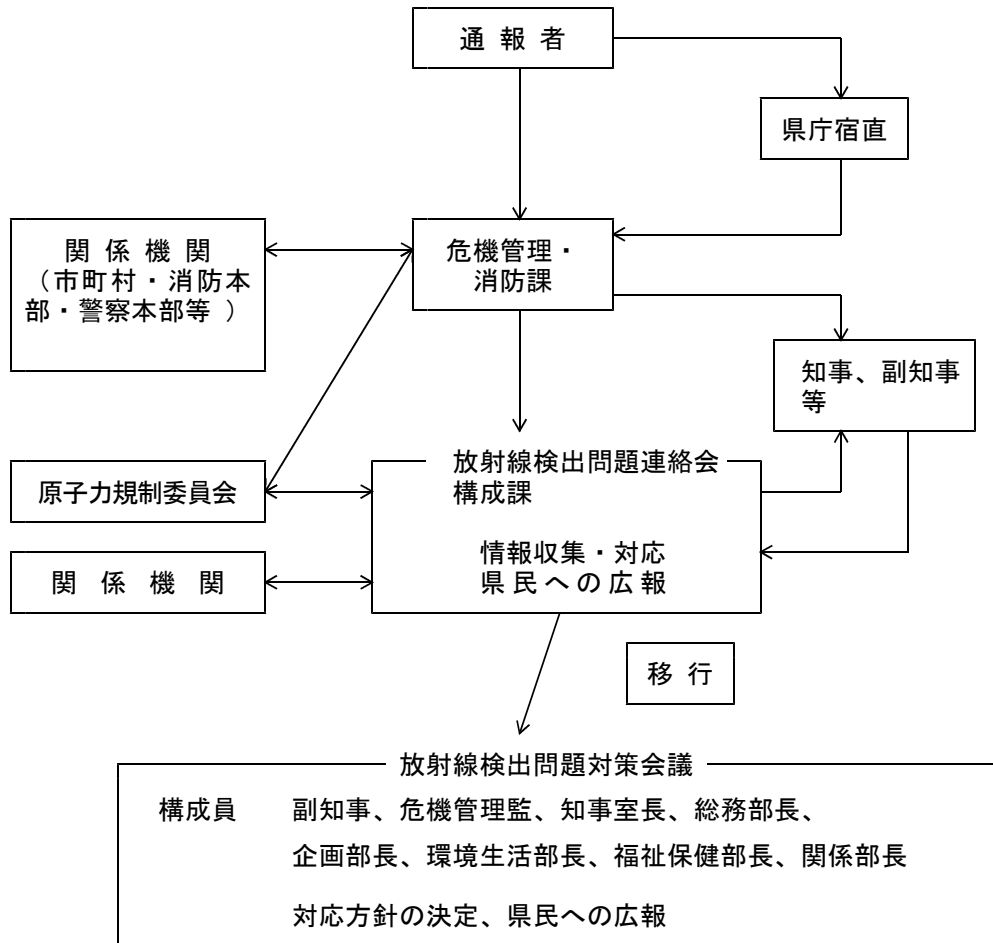
- (5) 各振興局との連絡調整
- (6) その他関係各機関との連絡調整
- (7) 今後の対応方針の検討
- (8) 県民への情報提供
- (9) その他必要なこと

対策会議の事務局は、原則として、連絡会の事務局とする。

(注1) 発見場所等の所管に関係のある課とは、発見場所の管理を所管している課又は、管理を所管している機関と関係のある課等をいう。

別添 1

連絡・通報体制図（本庁の場合）



赤十字奉仕団委員長名一覧

(令和4年度)

	奉仕団名	委員長氏名
1	和歌山市本町	あずま かずこ 東 和子
2	// 城北	—
3	// 広瀬	—
4	// 雄湊	—
5	// 大新	かみやしき くみ 神屋敷 久美
6	// 新南	—
7	// 吹上	みやもと けいこ 宮本 恵子
8	// 砂山	—
9	// 今福	わたなべ のりえ 渡辺 紀恵
10	// 高松	—
11	// 宮	—
12	// 宮北	さかい みちこ 酒井 美智子
13	// 四箇郷	いぐち ちづこ 井口 千鶴子
14	// 中之島	なかむら さきこ 中村 咲子
15	// 芦原	—
16	// 宮前	—
17	// 湊	たかはし いさ 高橋 康
18	// 野崎	ひらの さとみ 平野 仁美
19	// 三田	さかた あつこ 坂田 敦子
20	// 松江	—
21	// 木本	たにわき てつこ 谷脇 哲子
22	// 貴志	—
23	// 楠見	つちはし かよこ 土橋 加代子
24	// 西和佐	—
25	// 岡崎	—
26	// 西脇	おおにし のりこ 大西 哲子
27	// 和佐	—
28	// 安原	—
29	// 西山東	—
30	// 東山東	—

	奉仕団名	委員長氏名
31	和歌山市有功	—
32	// 直川	みやわき ゆうこ 宮脇 由子
33	// 川永	—
34	// 小倉	—
35	// 加太	—
36	// 山口	—
37	// 紀伊	—
38	// 雑賀	みなかた せつこ 南方 世津子
39	// 雑賀崎	—
40	// 和歌浦	なかむら よりこ 中村 依子
41	// 名草	たがき さちよ 高崎 佐知代
42	// 田野	なか たえか 中 妙佳
43	海南市海南	ふくだ よし 福田 資子
44	海南市下津	ほくとう ひろみ 北東 廣美
45	橋本市橋本	はたの とみお 畑野 富雄
46	橋本市高野口	—
47	有田市	たなか えつこ 田中 悦子
48	御坊市	たにもと きみよ 谷本 喜美代
49	田辺市田辺	なす まさこ 那須 満喜子
50	田辺市中辺路	もり まさこ 森 昌子
51	田辺市大塔	あいせ みちこ 愛瀬 美智子
52	田辺市本宮	はね ちえこ 羽根 千恵子
53	田辺市龍神	おがわ あや 小川 綾
54	新宮市新宮	なか とみこ 仲 富美子
55	新宮市熊野川	—
56	紀の川市打田	あかい みさこ 赤井 美佐子
57	紀の川市粉河	まつもと えつこ 松本 悦子
58	紀の川市那賀	こまき としお 駒木 稔生
59	紀の川市桃山	なかたに たえこ 仲谷 妙子
60	紀の川市貴志川	かたえい たけよ 片衛 武代

	奉仕団名	委員長氏名
61	岩出市	いしはら みやこ 家原 みや子
62	紀美野町	もりた りこ 森田 佳子
63	かつらぎ町	みやもと けいこ 宮本 圭子
64	九度山町	しまだ たかこ 嶋田 多佳子
65	高野町	—
66	湯浅町	—
67	広川町	—
68	有田川町吉備	みき はるみ 三木 明美
69	有田川町金屋	—
70	美浜町	—
71	日高町	—
72	由良町	—
73	印南町	さきの ひさよ 笹野 久代
74	みなべ町	はたぎ ゆきこ 畑崎 祐基子
75	日高川町	—
76	白浜町白浜	みはし あきこ 三橋 明子
77	白浜町日置川	とかし あきこ 戸梶 章子
78	上富田町	はやし ひろこ 林 弘子
79	すさみ町	うえやま えみこ 上山 恵美子
80	那智勝浦町	うらじょう まちよ 浦上 真千代
81	太地町	わだ ちあき 和田 千明
82	串本町串本	いわし ふみこ 岩橋 文子
83	串本町古座	—
84	古座川町	つだ なつよ 佃 奈津代
85	北山村	—